

件名	都営地下鉄における車内防犯カメラ設置車両の導入に関する陳情		
番号 付託委員会	23第98号 公営企業 委員会付託		
受理年月日	平成23年11月22日	郵便番号	
住所・氏名			
(願意)	<p>都において、都営地下鉄を安心して不満なく円滑に利用できるように、各線において、車内迷惑行為対策として、犯罪行為の抑止又は犯罪行為の事実確認における客観的証拠としての活用を目的とした、車内防犯カメラを設置した車両を導入していただきたい。</p>		
(理由)	<p>現在、都交通局の電車部においては、駅構内などに設置している防犯カメラがあるが、これは、犯罪の抑止や犯罪発生時の状況及び事実確認の認定としての活用目的で、あらかじめ定められた運用ルールにのっとって導入されていると思う。自動車部においても、都営バスに各種監視システムの一環として、車内を監視するカメラ（ドライブレコーダー）が試験的に導入されていることから、車内防犯カメラは、調達面・システム面・運用面でも実績があり、痴漢対策のみならず他の犯罪対策としても効果は十分に把握済みであると思われる。</p> <p>車内防犯カメラは、現在JR東日本(埼京線)及び都営新宿線と相互乗り入れをしている京王線において導入済みである。関係各所や報道の情報では、同車両には、痴漢対策としての効果と痴漢えん罪対策としての事実認定効果があることが確認されている。平成22年10月には、埼玉県警(大宮警察署)の管轄下であるJR埼京線内で、乗客からの「太ももを触られた」との被害相談を発端に、初めて車内防犯カメラの映像が捜査に活用されたが、防犯カメラの映像からは、「姿は映っていたが、相談者の証言にあるような体を触る行為は確認できなかった」という、ごく一般的に有り勝ちな現状を明確な証拠として示した実績もあり、被害相談者が自称で何かをされたと思い込んでいても、実際は痴漢行為ではないことを実証できたという大きな効果が出ている。</p> <p>また、防犯カメラの導入は他の車内迷惑行為対策の手段と異なり、乗客に対して負担や不利益を被らせるような不満要因もなく、円滑な輸送の妨げとなるような状況を人為</p>		

的に発生させるような副作用もない。

都営地下鉄新宿線と相互乗り入れしている京王線では車内防犯カメラが導入済みである。乗客に対する一体的な運用と統一的な仕様の観点から、鉄道事業者間での連携も必要であり、取り分け都営新宿線では優先的な導入が必要である。

警察庁は、電車内の痴漢防止に係る研究会で平成22年10月から翌年1月まで調査・研究を行い、「電車内の痴漢撲滅に向けた取組みに関する報告書」を取りまとめた。同研究会の委員には、都交通局電車部営業課長や鉄道事業を所管する国土交通省鉄道局(鉄道業務政策課)からの委員も含まれており、鉄道事業者への提言として、「電車内防犯カメラの設置」が挙げられている。

車内防犯カメラの設置は、痴漢対策という目的に対して効果がある手段であり、行政機関からの要請があるにもかかわらず導入しないのであれば、痴漢対策をする気がないとみなすことになる。